

## 校庭を活用した外遊び業務委託 実施要領(公募型プロポーザル)

### 1 案件名称

校庭を活用した外遊び業務

### 2 業務内容に関する事項

#### (1)事業目的・概要

2024年6月に「神戸の子ども居場所フォーラム」から提言された「外遊びができる安全な居場所づくりに関する意見書」を踏まえ、中央区内の子ども達に小学校の校庭を活用した外遊び環境を提供することで、心身ともに健康な子どもの成長を促進するとともに、校庭を活用した外遊び環境の継続的な創出を目的として実施する。

#### (2)業務内容(詳細は別紙「仕様書」のとおり)

- ①各小学校に在籍する児童に対して、魅力的な外遊びプログラムを提供する。
- ②区役所及び小学校と連携しつつ、児童・保護者に対する広報や参加者募集・受付を実施する。
- ③業務実績報告において、実施プログラムを振り返るとともに、継続的な実施に向けた提案や課題について取り纏める。

#### (3)契約上限金額

1校あたり金 350,000 円(消費税含む)

#### (4)契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで

#### (5)履行場所

神戸市中央区内にある市立小学校・義務教育学校小学部 全 10 校の校庭

3 校までの受託を可能とするので、受託可能校数も提案すること。

受託可能数・実施が不可能な小学校と希望順位は様式 4 に記載し、提出すること。

事業者選定後、様式 4 の内容等を鑑み、本市で事業者ごとの実施小学校を指定する。

各小学校の校庭の面積等は以下のとおり(曜日や時期によって、使用面積が変動する可能性あり)。

学校名	住所	校庭の面積(m <sup>2</sup> )	校庭の種類
上筒井小学校	野崎通 1 丁目 1-2	約 500 m <sup>2</sup>	土
なぎさ小学校	脇浜海岸通 2 丁目 4-1	約 428 m <sup>2</sup>	土
宮本小学校	宮本通 2 丁目 1-36	約 2,314 m <sup>2</sup>	土
春日野小学校	宮本通 7 丁目 1-6	約 1,500 m <sup>2</sup>	土
雲中小学校	熊内町 3 丁目 1-7	約 1,500 m <sup>2</sup>	土
中央小学校	神若通 7 丁目 1-1	約 800 m <sup>2</sup>	土
こうべ小学校	中山手通 4 丁目 23-2	約 2,700 m <sup>2</sup>	土
山の手小学校	中山手通 7 丁目 31-1	約 2,800 m <sup>2</sup>	土
湊小学校	東川崎町 1 丁目 4-1	約 2,000 m <sup>2</sup>	土
港島学園小学部	港島中町 3 丁目 2-3	約 1,000~2,000 m <sup>2</sup>	芝生

(6)費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7)本市から提供する資料

下記の資料についてホームページを参照すること

・神戸の子ども居場所フォーラム

[https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/ibasyo\\_forum.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/ibasyo_forum.html)

・神戸市立学校園 学級数・児童生徒数等

<https://www.city.kobe.lg.jp/a61516/kosodate/education/gakkoen/children.html>

### 3 契約に関する事項

(1)契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

また、選定結果通知後においても、小学校との調整により提案内容を変更する場合がある。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2)委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3)契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款、情報セキュリティ遵守特記事項)参照

(4)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2)経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。)でないこと。

(3)参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4)神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。また、同要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(5)国税及び地方税を滞納していない者であること。

(6)本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合せ等を円滑に行い、安全管理体制を整備できる能力を有していること。

(7)神戸市における請負及び委託契約の業務において、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

(8)単独企業及び共同企業体、特定非営利活動法人、国立大学法人、学校法人など法人格を有する団体

(9)上記(8)に該当しない任意団体

## 5 スケジュール(予定)

(1)公募開始	2025年7月25日
(2)質問受付締切	2025年8月13日17時まで
(3)質問に対する回答	2025年8月20日頃
(4)参加申請関係書類の提出期限	2025年9月16日17時まで
(5)参加資格不適合通知	2025年9月24日頃までに連絡
(6)企画提案書・見積書の提出期限	上記(4)の提出期限に同じ
(7)選定結果通知	2025年9月末～10月頭頃
(8)小学校と実施プログラムの調整	2025年10月上旬から順次
(9)契約締結	2025年10月中旬から順次(予定)
(10)事業開始	2025年10月下旬以降から順次(予定)
(11)事業完了	2026年3月31日

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1)参加申請手続き及び参加資格不適合通知

#### ①受付期間 2025年7月25日から2025年9月16日17時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

#### ②提出書類 以下に掲げる書類を各1部

ただし、応募資格(9)に該当する任意団体の場合は、別紙「任意団体による参加申請」を参照すること。

ア プロポーザル参加申込兼資格審査申請書(様式1)

イ 令和6・7年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有することを証明する書類 ※資格を有する者に限る

ウ 法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)

※提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本

※上記イの書類の提出がある場合は不要

エ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式2)

※上記イの書類の提出がある場合は不要

オ 委任状(代表者以外の者の名義で申請する場合のみ)

※上記イの書類において、受任者となっていることが確認できる場合は不要。

カ 事業経歴書及び業績報告書

※任意様式(直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等で可)

キ 共同企業体結成届出書(様式3) ※共同企業体による参加申込の場合のみ

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記イ・ウ・エ・カを提出すること。

ク 受託可能校数・実施校の希望順位票(様式4)

#### ③提出場所 中央区総務部地域協働課(8 その他(2)提出先)

#### ④参加資格不適合通知

参加資格が認められなかった者に対して、2025年9月24日頃までにEメールにより通知を行う。なお、参加資格を認められた者に対しては、特段の連絡は行わない。

### (2)質問の受付

#### ①受付期間 2025年7月25日から2025年8月13日17時まで

## ②提出方法

様式 5「質問票」に記載し、担当部署(8 その他(2)提出先)あてにEメールにより提出すること。

③2025年8月20日頃に、本プロポーザルのホームページに回答を掲載する。

## (3)企画提案書・見積書の提出

①企画提案書は、A4版とし、様式は任意とする。

②企画提案書の枚数は、15 ページ以内(表紙・目次・添付資料を含む)とする。また、表紙及び目次をつけ、各ページ下部にページ番号を付すこと。

③企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。なお、必須記載項目以外に、追加して独自の提案は積極的に行うこと。

ア 本業務に対する考え方、提案のセールスポイント(イと併せての記載可)

児童にとっての外遊びの必要性と考え方、本事業に参加するにあたっての提案者のモチベーション、児童の興味をひき参加を促す仕掛け、プログラムの独自性 など

イ 開催時期、本業務の実施内容・方法等

〇月〇日頃～〇月〇日頃など具体的な開催時期、全5回のプログラム内容の詳細・時間配分、必要な備品 など

ウ 対象学年、参加上限数(募集人数)

〇学年～〇学年、参加上限数〇人、全5回で同一児童の参加となる(募集は初回のみ)か否か など

エ 受託可能校数(3校以内とすること)

オ 地域人材を巻き込む仕掛け

どの回で、誰を(見込み人数)、どのように巻き込み、どのような参加・参画を予定するのか など

カ 加入する行事保険名・補償内容(仕様書指定の保険項目をすべて満たすこと)

保険名、適用条件、具体的な補償金額 など

キ 本業務にかかる実施体制(安全管理体制を含む)、想定される保護者との連絡体制

当日のスタッフの体系図(誰が、何人、各人の担当)、緊急時の具体的な対応及び連絡体制 など

ク 業務工程表

契約～準備～当日～報告までの大まかな流れ、複数校で実施する場合の全体スケジュール など

ケ 類似業務実績

④見積書の必須記載項目は、以下のとおりとする。なお、見積の算出根拠が分かるように各業務・費用の内訳を必ず記載すること。

ア 見積日

イ 見積書の有効期限(2025年11月20日以降の日付とすること)

ウ 件名

エ 単価、数量

オ 金額(業務種別ごとの費用の内訳額及び総額、全ての業務の費用の総額、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税を含めた総額。なお、費用総額は、本実施要領に定める契約上限額までとする。)

カ 事業者の住所、名称

⑤受付期間 2025年7月25日から2025年9月16日17時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

⑥提出部数 企画提案書1部(PDFデータ)、見積書1部

⑦提出場所 中央区総務部地域協働課(8 その他(2)提出先)

## 7 選定に関する事項

### (1) 評価基準(詳細は、別紙「評価基準」を参照すること)

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ①企画内容の具体性、実現性、独創性、事業効果【50点】
- ②業務遂行能力、実施体制【30点】
- ③類似業務実績の豊富さ【5点】
- ④費用積算根拠の妥当性【5点】
- ⑤地元事業者に対する加点【10点】

### (2) 選定方法

- ①本企画提案の審査については、校庭を活用した外遊び業務委託者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ②選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③審査の結果、評価点が最も高い事業者から、契約相手方の候補者として選定する。  
同点の事業者が複数いる場合は、上記(1)①「企画内容の具体性、実現性、独創性、事業効果」の項目の点数が高い方から順位付けする。
- ④評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ⑤委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ⑥プレゼン形式でのヒアリングは行わない。必要に応じて個別に企画内容の確認を行う場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ①企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ②企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ③企画提案書及び見積書は返却しない。

- ④提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- ⑤期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦企画提案書の著作権は応募者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負うものとする。
- ⑧小学校との事前協議  
選定後、実施内容・体制・ケガなど緊急事態発生時の対応などについて、本市・当該小学校と事前協議を行う。協議の結果次第では、契約締結をしないことがある。

(2)提出先、問い合わせ先

〒651-8570 神戸市中央区東町 115 番地  
神戸市中央区総務部地域協働課 事業推進担当  
電話:078-335-7511(内線 212)  
メールアドレス:chuomachi\_jigyoushi@city.kobe.lg.jp